

公文書館だより

特定重要公文書紹介「札幌区役所明治33年事務報告」 ～119年前の意外な事実～西暦1900年の役所の本音？

開拓使、札幌県、北海道庁と、国(政府)の出先機関に統治されていた札幌に“自治”が導入されたのは、明治32年に勅令(天皇が発した法的効力のある命令)「北海道区制」が施行され、「札幌区」が誕生した時とされています。

自治体になることを簡単に言えば「地域のことは、その地域の人たちで決めなさい」ということで、そのためにはまず住民の代表者を決めることから始まりました。札幌区も区制施行後まず行ったのは、区会議員を選ぶ選挙です。今で言う市議会議員選挙です。首長、今の市長にあたる区長は、区会議員が推薦した3名の候補者から、国の内務大臣が事実上決定するという方法でした。

選挙権も被選挙権も一定程度の資産家の男性のみ、区長も直接選ぶことはできないなど、現在から見れば、“自治”と言っても極めて限定されたものでした。

区制施行日は明治32年8月17日で、32年中はほぼ区会議員や区長の選出で終わったようです。翌33年になってから、本格的な“自治体”としての業務・活動が始まりました。

前書きが長くなりましたが、今回紹介する特定重要公文書は、「**札幌区役所明治三十三(自三十三年一月至全十一月)事務報告**」です。自治体となった札幌が、初めて自分たちの行政活動の概要を報告したものです。

この報告は「北海道区制」第93条(明治32年改正後)の規定で区長が予算案を区会に提出する際に合わせて提出するものでした。予算案は新年度が始まる2か月前に区会の議決を経るとされ、明治34年度予算案は明治33年12月20日から1月28日の区会で審議されましたから、開会前の11月までの事務が報告されました。

あくまでも予算の参考資料であったため、当館でも**特定重要公文書「明治34年区会決議録**」とい

う簿冊に綴られており、単独の簿冊ではありません。

役所の職員が書いた報告書なんて、肝心の事は書いてないだろうし、味気なくて面白くないという方もいます。しかし私としては同業者として、いわば札幌市職員の最初の先輩方が何を書いたのかは非常に興味がありました。

ある時期の役所が実際に作成した公文書としては、当館では最古の部類に属するものでもあります。つまらない内容だとしても、それが119年前の公文書の実態であり、そのことをお知らせする意味で紹介いたします。

「事務報告」の構成は、総括、各課の概況、別表からなっており、その後もしばらくは同じです。私がまず注目したのは、総括です。やはり年間を振り返っての自己評価があるからです。

それでは、明治33年の報告を見ていきます。この報告には、私から見て3つの意外なこと、不思議なことがありました。

1 明治33年の主たる事件は…

晴れて自治体となり、体制が変わったのですから、最初にそのことが触れられているかと思いきや、「本年間當所ニ於テ處理シタル事件ノ主ナルモノ」として、挙げられていたのはある学校の改築です。これは意外でした。

区制開始については、2つ目の税制の変更のあとに、「實ニ事務ノ繁劇多忙ヲ來シタルコト固ヨリ論ヲ俟タザルナリ」とあります。

さらに、この学校改築のことは、札幌の公式の通史、『札幌區史』(明治44年発行)、『札幌市史』(昭和28～33年発行)、『新札幌市史』(昭和61～平成20年発行)のどれにも書かれていませんでした。正確には私が見つけられなかっただけで意外なところを書いてあるのかもしれませんが、わかりやすいところにはありませんでした。

これらの通史には『新札幌市史』編集方針にあるように「市政史に陥らず」、つまり行政史だけにしないという意図だと思えますが、職員が最大事件としたことが、年表にもないのは意外でした。

では、いったい何が大変だったのか。「事務報告」には、元の学校は環境も悪く手狭になったので、閑雅清燥の適地に新校舎を建てた程度のことしか書いていません。

そこで、当館にあるその学校の記念誌を見ると、確かに明治33年に新築移転したとあり、さらにその経費を盛り込んだ予算案が3月の区会で、「敷地で異論が出て、否決されたが」、4月の区会で予算が認められた、とありました。

2 区会が反対した？

どうやら区会で何かあったようです。次は区会の記録を見たくになります。そのときの議事録は**特定重要公文書「明治33年区会決議録」**の中にあります。

当時の議事録は逐語に近い記録です。ひとつ問題がありました。それは手書きのため、楷書に近い部分はいいのですが、くずしが多い場合は読みにくいのです。ちなみに「事務報告」は活字印刷です。

学校改築に係る議事は、3月に2回、4月に1回行われています。3月の議事録はくずしの度合いが強く全部読み取れませんでした。しかし、4月の議事録も合わせて読むと、たしかに敷地を問題にして、3月の時点では移転新築を認めない決定をしました。正確には、補正予算案のうち建築費に係る部分を削除しての修正可決です。

反対した理由は、建設予定地が今で言う公園内だったことが指摘されていました。執行機関側(当時も「理事者」でした。)も懸命に答弁しています。正直なところ、私には何がまずいのかよく理解できませんでしたが、3月の区会では認められなかったのです。

そして、4月には認められたのですが、その予定地は理事者の案のとおりでした。これは職員にとっては、私ならひとこと言いたくなる結果です。

また、ここで意外だったのが、区会です。当時の区長は前述の通り、区会の推薦で候補になります。

ということは、区長は区会にとって好ましからざる人物ではないはずですが。にもかかわらず、その区長が提出した議案に反対するとは、今なら考えられないことです。初代区会議員には大変失礼な話ですが、是々非々で議論していたことは、とても意外でした。

3 ある学校とは…

最後の意外な事実です。問題となった学校とは、なんと後の豊水小学校です。そうです、当館が使用している建物は、昭和47年完成の豊水小学校校舎で、明治33年建設の建物ではありませんが、場所は同じなのです。なお、遊園地とはのちに相当部分が中島公園になります。

つまり問題となった場所で119年後に、私はこの原稿を書いているのです。この因縁に驚きを感じざるを得ませんでした。

タイムスリップして当時「事務報告」を書いた書記の方に会えたら、「大変でしたね。区会であまいことがあると確かに一大事ですね。」と言ってあげたいです。「いやあ、区制が始まったばかりだからね。しょうがないよ。」と“大人”の発言をするかもしれませんが、「全く。わかってくれた？だから報告の冒頭にしたんだよ。」と言ってくれることを期待して、見出しにしました。

特定重要公文書には、このように思いもかけず意外なことがわかることがあります。私もまさか最初の報告のほぼ1行目でこのような原稿が書けるとは思っていませんでした。後の報告書にも何かあると思います。公文書なんてと言わず、一度手に取ってみることをお勧めします。

※本稿で紹介した特定重要公文書や文献はすべて当館で閲覧できます。「事務報告」と区会議事録は抜粋の写しもあります。豊水小学校については『豊水百年 札幌市立豊水小学校開校百周年記念誌』(昭和60年発行)を参照しました。

そのほか、「北海道区制」は国立国会図書館デジタルコレクション中の法令全書で Web 閲覧できます。

(公文書館長 高井俊哉)

札幌本府建設地と地形

札幌市公文書館には札幌市域に関する『視形線図』という1尺(約0.303m)間隔の等高線を描いた地図がある(本稿末尾に掲載、札幌市公文書館地図番号72)。高低差1尺だとかなりの微地形が読み取れる。そして5尺毎に太線で描かれている。

この地図は、もともと刷り込まれている名称は『札幌市街之図』で、欄外に大正13年発行・札幌市役所編纂とある。その地図に手書きで等高線と「視形線図」という名称らしいもの書き加えられている。この大正13年の『札幌市街之図』は他に2枚あり、どちらも手書きの情報がある。それらは下水道に関する情報のようだ。「視形線図」も合わせて考えると、大正15年度からはじまる下水道整備のための参考図のようだ。

この地図は、昨年札幌市博物館活動センターの古沢氏ほか『地図』(219号 日本地図学会 2017年)という雑誌で紹介している。

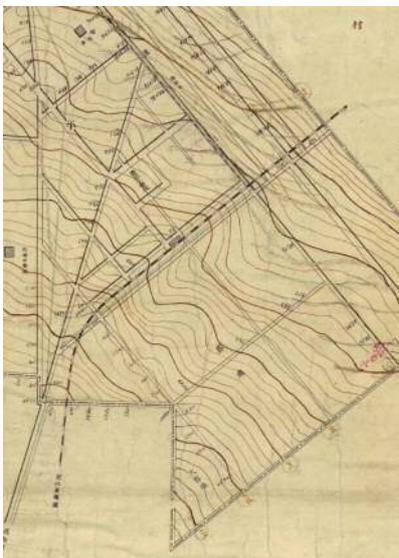
この地図から都市整備に関わる地形や札幌本府建設地の特徴などを紹介しよう。

1 都市建設による地形の変化

(1) 定山溪鉄道

図1は、以前にあった定山溪鉄道の豊平駅付近である。線路に沿って等高線が北東側に膨らんでいる。これは線路部分が周りより高いことを示している。

定山溪鉄道を敷設する際に微地形ではあるが小高い稜線部を利用したか、線路を敷設する際に盛り土をしたか、どちらかである。恐らく盛り土をして線路を敷設したのであろう。このことは、こ



【図1】 定鉄線路

の地図が都市建設・整備が進んだ後の大正13年頃の地形を示しているということで、50数年間分の地形変化も示していると思われる。

(2) 市電の路線

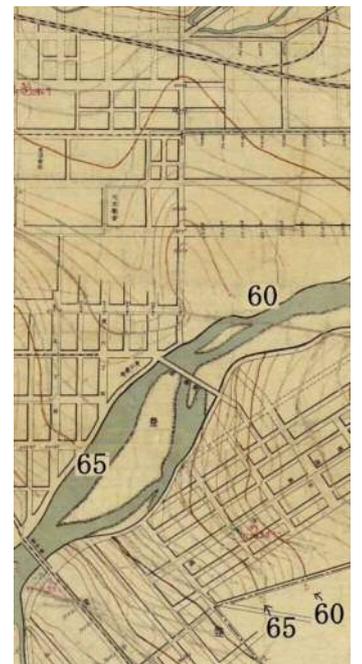
図2は、電車山鼻線の線路が敷設されている西7丁目通である。現在の南17条まで敷設している。その線路部分は東本願寺辺りでは等高線が混み合っているから谷状になっていた。中島公園辺りから南は線路部分を中心に等高線が北に膨らんでいるから、小さな尾根状を呈していたか、線路を敷設する際には道路を造成した際に盛り土をしたかである。この場合、東本願寺近辺の谷状地形と線路部分の微高地、さらに19条あたりから西8丁目通の微高地もあることを考えると、8丁目・7丁目の微高地は図を見ても分かるように札幌川の自然堤防であった可能性もある。



【図2】 電車山鼻線

2 旧札幌川の自然堤防

図3は、一条橋のあるあたりである。一条橋あたりの豊平川右岸部は東へ向かって低くなっていて、60尺の等高線は対岸の同一の等高線に連なるような位置なのに、右岸の65尺等高線(一条橋の上流にある太線)は左岸の等高線よりも下流に位置している。このことは、60尺の等高線の形状と同様な形状を示していたこと



【図3】 一条橋付近



【図4】豊平川両岸の自然堤防

が推察される。さらに左岸側は等高線のふくらみが川から離れて北に向かっている。この右岸から続く微高地は以前繋がっていた自然堤防であり、札幌川は豊平橋辺りから北への流れが、一条橋の西岸近辺の等高線が南へへこんだ部分を通りその北方へ延びていたことが推察される。つまり一条橋の下には川がなかった。札幌川は19世紀初頭に大氾濫により以前あった自然堤防を破壊して江別方面へ流れる今の河道に変わった(『新札幌市史』第1巻p484)。図4で示す右岸の自然堤防は豊平橋の南側から一条橋辺り迄見えないが、この自然堤防は上記の左岸に突き出た自然堤防に繋がっていたが、その氾濫の時に破壊された自然堤防であろう。



【図5】本府建設地

また図4は中島公園辺りから一条橋辺りまでの両岸の地形を示している。中島公園と豊平川の間には小川が見えるが、そのあたりが川に沿って等高線がやはり北に膨らんで、微高地となっている。これは開拓使時代に造った堤防か自然堤防の名残であろう。この膨らみは曖昧になりながら、そこから北に向かうにつれて豊平川と離れて北へ向かっている(図5参照)。また右岸は現在水車町を通る中の島通辺りの等高線が北に向かって膨らんでいる。これは豊平川右岸の自然堤防であろう。この両岸の自然堤防に挟まれたところを豊平川が流れている。

この河道は、北に進むに従って一条橋西部の谷状地を通して北へ流れて図5にあるような伏古川の末流に流れ込んでいたのであろう。この部分を河川跡としている『土地条件図』(国土地理院 昭和52年)という地図もある。

3 島判官の札幌本府建設地

札幌本府建設地の選定は、最終決定は島判官であろうが、昔話によ

ると部下の4人の少主典らが札幌神社から1里の所で測量をして選んだという(河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房)。選ばれたところは、北10条の東2～西2あたりを北端に南1、2条あたりの創成川に沿った地帯である。

札幌扇状地は、おおむね函館本線より南、東が平岸の丘陵部、西が円山から藻岩山の山岳部に挟まれた三角地帯である。全体として南からなだらかに北に向かって下がっている。例外は、東2丁目以東の伏古川上流部、植物園から北大の敷地部分、中島公園部分などの河川や旧河川跡だけである。北の端はよく函館本線までといわれるが、『土地条件図』では西11丁目あたり以西はその通りだが、以東は苗穂駅近くまでの間は線路を越えて北20条あたりまで扇状地が広がっている。南北に流れる創成川辺の高さは、南1条で約65尺(約19.7^尺)、北6条で約55尺(約16.7^尺)、北18条で約40尺(約12.1^尺)である。

創成川の地形は、南2条以南は小さな谷状地形があり、南3条東1にあった湿地を推察させる。それ以北は両側に比べて比較的的平均的になだらかに北に向かって下がっている。

一方、西2～7丁目辺りもほぼ同様な地形であるが、それより西へ行くと植物園の谷地がある。東2～3丁目通は若干東へ傾斜があるが同様に比較的平坦な地域である。しかしこれらの地帯より東側へ向かうと伏古川の流れ、つまり谷地がある。また線路より北側の西4丁目以西には杓子琴似川があり、やはり谷地である。つまり創成川より東西に本府建設の基線を動かすと西2丁目や3丁目辺りまではあまり地形的な差は出ないが、それより外側では谷地にぶつかることになる。

では西2丁目や西3丁目ではなくなぜ創成川に沿ったのだろうか。創成川に着目して考えると、それは恐らく創成川を都市形成の中心として考える意味があったからだろう。後の創成川は都市の生活排水を流す悪水路の役も果たしている。この都市インフラの機能を重視して考えると、おおむね軽い傾斜があり平坦地が広がり中央に創成川のある場所が、最適地だったと推察できる。また北側にずらして建設した場合は創成川が北6条で東へ流

れを変えるため街の中心部に川がなくなってしまう。勿論その後のように創成川を北へ延伸させることも考えられるが、冬期に堀を掘削する工事は避け、当時存在していた施設をうまく利用することにしたのだろう。春になると海岸での鯺漁が始まり工事人夫の確保が難しくなるし、もし本府建設に緊急性があったとすると雪解けまで待てなかったのだろう。

島判官やその部下たちは以上のようなことを考慮のうえで創成川を中心として南2条辺から北10条くらいまでの一帯を本府建設地としたのであろう。

おわりに

札幌市公文書館が所蔵している『視形線図』について、描かれた等高線の意味を考えながら、都市建設・整備により形状が変わってきたと思われるところ、開拓が始まる以前の札幌川の地形を示していると思われるところを見てみた。さらに島判官やその部下の本府地選定は、どのような地形や要素を必要としていたかを考察した。なお、創成川は、時代的に新川又は新堀(俗称大友堀)と呼称すべき場合もあるが、本稿では創成川で統一した。例えば北6条で東へ流れを変えるのは、創成川ではなく、正しくは新川又は新堀である。

(公文書館職員 榎本洋介)

専門員一年目のレファレンス体験記

札幌市公文書館で調べ物をするとき、来館者のみなさんはどのようにして資料を探していますか？当館閲覧室の検索機や公文書館のHP上からも目的の資料の検索は行えますが、利用者の方の希望にあわせて、専門員が資料を検索・提供するためのサポート(レファレンスサービス)も行っています。ここでは今年度受け付けた相談の中で特に印象に残ったものから、調査の方法から回答までご紹介させていただきたいと思います。

市民の方からの相談は、さっぽろ文庫の中に出てくる次の文章の意味を教えてくださいというものでした。

「学校の賄は朝夕両度洋食にて昼丈敷島の大和風にてありき…」(さっぽろ文庫19巻『お雇い外国人』より)

直訳すると、

「学校の食事は朝晩両方洋食で、昼食だけ敷島の大和風である…」

となります。この「敷島の大和風」とは何か、という相談です。

まずこの文章の前後を読んでみると、

「朝食はトーストしたパン三切れ、バター、小皿に砂糖一杯、…夕食は水っぽいスープを飲み…」

という描写がされています。どうやら明治期の札幌農学校の学生がどのような食生活を送っていたか述べている文章のようです。

文頭には『北大沿革史』と出典が記されていました。さっそく開いてみます。『北海道帝国大学沿革史』によれば、この文章は「明治14年にさっぽろ農学校を卒業したと思われる人物が、匿名で『蕙林』(農学校予科生が発行した機関紙)に載せた記事である」ということでした。しかし「敷島の大和風」が何であるか、手がかりになるような記述はありませんでした。

明治初期、北海道では農業開拓がはじまり、そ

れに伴って食生活の改善も進められたため、和食から洋食への切り替えが行われていました。農学校の学生もその例にはもれず、前述のような洋食(パン・バター・スープなど…)の食事を中心にとっていましたが、やはりまだまだ口には合わなかったようで、当時の学生の日記には蕎麦・寿司・赤飯など外食で和風のもの食べている記述が残されています。専門員同士情報を共有する中で、上記の経緯を鑑み、おそらく「敷島という店で、なにか大和風(和風)のものを食べたのであろう」と仮定がまずなされました。

ところで、通常レファレンス・サービスは複数の専門員で行います。各専門員が話し合っただけで情報を共有しながら、それぞれ異なる資料を探したり、検索のアプローチの仕方を変えてみたりすることで、それぞれが得た情報を精査することができるからです(もちろん効率もアップします)。

今回のレファレンスでは、ひとは地図資料を用いて農学校周辺に同名の料理店があったかを探し、ひとは『札幌案内』や『札幌商工人名録』(当時の商家が事業ごとに記載されている図書)から料理店の項目を確認して行きました。私は先輩専門員からアドバイスをもらい、当時農学校二期生だった新渡戸稲造の著作や、やはり当時の様子が記されている逢坂信吾の『クラーク先生詳伝』を引いてみました。しかし、「敷島」という言葉はどの資料にも出てきませんでした。

万策尽きたとき、「敷島の大和」の語をインターネットでの検索にかけてみました。所蔵資料には記載されていない情報が見つかるかもしれないと考えたからです。検索画面の最初のページ、『デジタル大辞林(小学館)』を出典とする『goo辞書』に、以下の一文を見つけました。

【敷島の(しきしまの)】[枕]磯敷島(しきしま)の宮のある大和(やまと)の意から、「やまと」にかかる。

『さっぽろ文庫31巻札幌食物誌』や『文庫別冊札幌生活文化史(明治編)』などの書籍に『蕙林』の記事を現代語訳したものが載っていました。

「…寮の食事は朝夕洋食、昼だけ和食にした。…」(さっぽろ文庫31巻『札幌食物誌』より)

どちらの書籍でも、「敷島」の文字が略され、「和食」とのみ訳されています。店名などの重要な情報を原文から削除してしまうことは考えづらいので、「敷島」とは店名や料理名などの何かをあらわす言葉ではなく、「大和」にかかる枕詞として書かれた修辞であるという結論になりました。

このレファレンスを受けて学んだことは、ある物事について、1つの面からだけでなく、多数の面から調べてみることの重要性です。今回はインターネットの情報から解決の糸口が見つかりましたが、地図・図書・写真など多様な資料から情報を得、複数人で精査をしながら更に関連資料を調べていくことで、回答に近づいていくことを実感したという点で、とても印象に残っています。今後も先輩

方に習い、経験を積みながら、さまざまな角度から資料を見ることができるよう努めていきたいと思えます。

もうひとつ、今回のレファレンスが印象に残っている理由があります。それは、枕詞という現代ではあまりなじみのない言葉について、つまり、枕詞を当然のように使っていた時代であれば問題なく読み解けた(であろう)文章についての回答になったからです。当館の所蔵資料は明治期以降のものがほとんどですが、その150年ほどの間に生まれた文章でも、現在ではあまり使用されない漢字や言葉、言い回しが多数含まれています。漢語表現が減少し、生活様式が格段に変化した現代では資料を正しく読み解くことが少しずつ困難になっていくのかもしれませんが。

先人の紡いできた資料を、モノとして守るだけでなく、内容も含めてどのように次代に伝えてゆくか、頭にとめながら日々の業務にあたっていきたいと思いました。

(公文書館専門員 柏倉綾)

公文書館 利用のご案内



- ＊開館時間: 8時45分～17時15分
- ＊入館料: 無料
- ＊休館日: 日・月・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
なお、平成31年2月21日(木)及び3月20日(水)は臨時休館となっております。
- ＊交通アクセス: 東豊線「豊水すすきの」駅下車6・7番出口から徒歩3分。南北線「中島公園」駅下車1・2番出口から徒歩5分

♪閲覧室・展示室がご利用になれます。
♪ご来館の際は公共交通機関でお越しください。



さっぽろ市
02-A01-18-2481
30-2-1537